平成23年度福岡市保健福祉審議会第7回高齢者保健福祉専門分科会

日 時: 平成24年3月29日(木) 16:30~17:15

場 所:あいれふ10階 講堂

参加者:委 員 17名

事務局 10名 合計 27名

議事

- (1) 分科会長, 副分科会長の互選
- (2) 保健福祉審議会への諮問について
- (3) 条例委任検討部会の設置
- (4) 条例委任検討部会委員の指名

(開会の挨拶・委員の紹介・事務局の紹介・資料1専門分科会について説明)

○事務局

議事次第の議事(1)分科会長及び副分科会長選出につきましてお諮りさせていただきます。

分科会長及び副分科会長の選出につきましては、福岡市保健福祉審議会条例第7条第4項の規定によりまして、委員の互選となっております。自薦・他薦のご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○事務局

ご意見等ないようでございましたら、事務局から提案させていただきたいと存じますが、 よろしいでしょうか。

○ 各委員

(異議なし)

○事務局

分科会長には前分科会長である長柄委員に、副分科会長には前副分科会長である石田委員に、引き続きお願いしてはどうかと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

〇 各委員

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。それでは、分科会長を長柄委員に、副分科会長を石田委員にお 願いしたいと存じます。

それでは分科会の議長は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第9項の規定によりまして、 分科会長が務めることになっておりますので、長柄会長、会議の進行をよろしくお願いい たします。

○会長

お手元の資料に基づいて審議を続けていきたいと思います。議事(2)保健福祉審議会への諮問について、(3)条例委任検討部会の設置、この2つについて事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局

「資料2 保健福祉審議会への諮問,条例委任検討部会の設置」について説明

○会長

今説明がありましたように、9ページの市長から石田委員長への諮問に基づいて、この 分科会では審議をしていくということになっております。

12ページのスケジュール表をごらんになっていただければわかりますように、最終的に周知期間も入れますと少し急いで準備しなければいけないということで、3月中の専門分科会の開催になったと理解しております。我々の分科会の中には、高齢者支援事業部会と介護給付費・基盤整備部会の2つが既にありましたが、今回はこの諮問にありますように、省令に基づく各市町村での条例制定ということが一つの大きな義務となっておりますので、条例委任検討部会を新たに3つ目の部会として設置することになっております。

この中で、11ページにございますように、政令で示された基準の「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」とありますが、実質上はこの「参酌すべき基準」が、それぞれの地方の状況に応じて、基準を検討していただく中心になるものと思われます。最終的に条例委任検討部会でこの内容を具体的に詰めていただくということになろうかと思います。

事務局の説明内容について、まずご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

12ページのスケジュールですが、第5期計画のときもパブリック・コメントでたくさんの意見が出てきたと思っています。このスケジュールだとパブリック・コメント実施の後に条例委任検討部会も行われないようになっておりますし、いきなりこの分科会のほうに出てくるので、意見の反映はどのようにされていくのか。

○事務局

条例を検討するに当たって、現在、事業者を対象にアンケートを出しておりまして、検討すべき項目を洗い出している状況でございます。その中で、まず、条例を検討していくという形で考えております。部会の中では参考人から意見を聞くという方法もとれますので、事業者や関係団体等からの意見も必要に応じてはお聞きしたいと考えております。

そういう意見を反映させたある程度まとまった条例素案にはなるのではないかと考えて おりますが、パブリック・コメントにおいて相当数の意見がございました場合は、部会、 分科会等にお諮りして進めてまいりたいと考えております。

○会長

事業者などのいろいろな意見と、また立場の異なった一般の方のパブリック・コメントが入ってきますので、これを十分に理解し、それを反映できるのであれば条例の中に入れるということも考える必要があります。

今回の場合は、特にこの条例委任検討部会の役割が一番重要な部会になってまいりますので、この点についてパブリック・コメントを得た段階で、もし再度、条例委任検討部会で検討していただいたほうがいいと判断されれば、今は5回を予定してございますが、さらに1回、あるいは途中の経過で1回少なくなれば、その分を後に持ってくるという手法でもいいかと思います。そういった内容については、もしよろしければ私が分科会会長として判断させていただきたいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。

各委員(異議なし)

○会長

それでは、パブリック・コメントの後に条例委任検討部会を開く必要があると判断させていただいた場合には、再度招集させていただくということでご了解いただきたいと思います。

検討部会は、専門の委員の先生方が担当されるとは思いますけれども、それぞれ法律上の問題、あるいは専門の方からご意見を聴取して、かなりタイトなスケジュールで条例を 検討していただくことになるだろうと思っております。

検討の具体的な内容の一例として、11ページの(6)にありますが、これに限らず、 各項目、非常に多岐にわたっておりますので、相当たくさんの議論、あるいは資料を読み 込んでいただく必要があるだろうと思っております。

スケジュールと条例委任検討部会の設置について、他にご意見ございませんか。

それでは、事務局から説明がありましたように、条例委任検討部会を設置することとい たします。その委員の指名について、事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局

「資料2 条例委任検討部会委員の指名」について説明

○会長

部会委員については、福岡市保健福祉審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、 専門分科会長である私がご指名するということになっておりますので、僣越でございます が私のほうから指名させていただきたいと思います。

それぞれの指名につきましては、お手元の資料の21ページにございます委員の方々に ご就任願いたいと考えております。何かご意見ございますでしょうか。

各委員(異議なし)

○会長

それでは、部会委員名簿に記載の委員の方々に、ぜひこの条例委任検討部会を受けていただきたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

何か特別ご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。それでは、これで終了させていただきたいと思います。